

下呂市告示第 40 号

数人共同施行土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、数人共同施行土地改良事業尾崎田地区の換地処分を令和 7 年 2 月 19 日にした旨の届出があったので、同法第 96 条において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 4 日

下呂市長 山 内 登